

茨城県化学肥料削減緊急支援事業交付要綱の運用について

制定 令和5年12月4日

第1 以下に掲げる場合においては、要綱第7条（4）及び第14条の規定に基づき、県は申請者に対して以下の証拠書類の追加提出を求めるものとする。

		必要書類
1	申請者の同一の経営体に属する者(家族、法人等)の口座への支援金の振込を希望する場合	両者が同一経営体もしくは家族関係にあることが証明できる書類(例:住民票の写し、税務申告の写し等)
2	申請者本人が県事業の支給要件を有していないが、同一の経営体(家族、法人等)に支給要件を満たす者がいる場合	

第2 要綱第7条（4）及び第14条の規定に基づき、申請者が要綱別表第1のうち支給要件4に該当する場合の証拠書類（様式2）については、市町村が発行する営農証明書又は耕作証明書に代替できるものとする。

付 則

この運用は、令和5年12月4日から施行する。